

健発 0114 第 4 号
平成 22 年 1 月 14 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



眼球提供者（ドナー）適応基準の一部改正について

眼球提供者（ドナー）の適応判断については、平成 12 年 1 月 7 日付け健医発第 25 号厚生省保健医療局長通知の別添「眼球提供者（ドナー）適応基準」（以下「適応基準」という。）に基づき行われてきたところですが、今般、適応基準を別紙新旧対照表のとおり改正することとし、各眼球あっせん機関の長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。

なお、改正後の適応基準を参考として添付します。